

令和 8 年度新人ハンター養成事業（銃購入費等の補助）に関するQ&A		
No	問	回 答
1	補助対象経費とは具体的にはどのようなものがありますか。	補助対象経費とは、散弾銃購入費及びその他付随する経費（弾代、ガンロッカー購入費、装弾ロッカー購入費、初心者狩猟講習会受講料、狩猟免許申請手数料、初心者講習受講手数料、教習資格認定申請手数料、猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料、射撃教習受講料・考査受験料、猟銃所持許可申請手数料）があります。
2	補助金の額はいくらですか。	補助金の額は上限200千円（補助対象経費の 2 分の 1 以内の額）です。
3	補助金の受け取りまでの流れについて教えてください。	概ね以下の流れにて実施します。 ①（申請者）推薦書（様式第 4 号）の作成を各市町村に依頼 添付書類 ・誓約書（様式第 3 号）の写し ・住所が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等） ②（市町村）推薦書（様式第 4 号）の作成 ③（申請者）交付申請書（様式第 1 号）等の提出 添付書類 ・住所が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等） ・誓約書（様式第 3 号） ・推薦書（様式第 4 号） ・第一種銃猟にかかる狩猟免状の写し ・購入する猟銃等の金額がわかる書類（見積書、カタログ等） ・猟銃所持許可証の写し （許可証番号及び所持許可番号が確認できる頁、各 1 部） ※ただし、交付申請時において未所持の場合は不要。 ④（事務局）申請書類の受付、審査 ⑤（ 県 ）交付申請書を提出した申請者に対して交付決定 ⑥（申請者）実績報告書（様式第 6 号）等の提出 添付書類 ・第一種銃猟にかかる狩猟免状の写し ※交付申請時に同免状の写しを添付している場合は不要。 ・購入した猟銃等に係る領収書 ・購入した猟銃等の写真 ・猟銃所持許可証の写し （許可証番号及び所持許可番号が確認できる頁、各 1 部） ※交付申請時に同許可証の写しを添付している場合は不要。 ⑦（事務局）実績報告書類の審査 ⑧（ 県 ）実績報告書を提出した申請者に対して確定通知 ⑨（申請者）請求書（様式第 8 号）の提出 添付書類 ・口座情報が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し ・委任状※請求者と口座名義人が異なる場合のみ ⑩（事務局）補助金の支払い
4	補助の対象となる散弾銃について制限はありますか。	補助の対象となる散弾銃について、武器等製造法（昭和28年法律第145号）による許可を受けた銃砲店から購入したもの（県内事業者に限る）とし、個人間で売買されたものは補助の対象外となります。
5	補助対象経費に係る制限はあるか。	補助対象経費は、事業年度内（R8. 4. 1～R9. 3. 31）に支払った経費に限ります。
6	中古の銃を購入した場合、補助対象となりますか。	中古品も補助対象となります。
7	空気銃を購入した場合、補助対象となりますか。	空気銃は補助対象外となります。
8	過去に中古の散弾銃を購入し、今回、初めて新品の散弾銃を購入する場合、補助対象となりますか。	過去に中古の散弾銃を購入したことがある場合は、補助対象外となります。
9	自治体の補助金との併用は可能ですか。	自治体からの補助金と本補助金の併用は可能です。ただし、本補助金以外の制度の規定として、本補助金との併用に問題がないか予めご確認ください。また、二重受給はできませんのでご注意ください。
10	支払方法に指定はありますか。	現金支払に限ります。
11	補助金はどのように受け取れますか。	指定口座への銀行振り込みとなります。